田中雅美の気まぐれ

個人情報通信

第一回　　　　**【個人情報とは・・・】初級編**

『生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述などによって
特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
、または個人識別符号が含まれるもの。』　　　　Jipdec参照

・・・・少し難しい。。

簡単に言うと

1）　個人に関する情報であること

2）　特定の個人を識別できること

個人を特定できるものは

シュレッダー処理が安全ということ！

研美社で扱うもので言うと

◆見積り書・確認書・受注票　→　会社・名前で個人を特定できるので破棄するときはシュレ！

◆依頼書　→　当社が勝手に作っているので、名刺とは違います。

先方の了解を取っているわけではありません。

といったことから最終処理についてはシュレ！

◆名刺　→　個人を特定できる情報となるため、定義上は「個人情報」

個人情報保護法でいうと「消去義務」「安全管理措置をとるべき義務」には該当しません。

ただ、ごみ箱に個人がわかる状態で捨てるのはプライバシーの侵害、名誉毀損で訴えられる可能性があります。

よって近年では破棄する際はシュレを推奨しています！

（机上においたままで帰宅するとか、修理や問い合わせの連絡の為に張っておくとかは問題ない）

～次回～

お客様から聞かれる、こんなとき何て言うの？